

コメント：

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の適用時期についてお聞きします。

公開草案を拝見しますと3月決算の会社が2006年4月に新株を発行した場合の新株発行に伴う費用については本草案が遡及的に適用され、株式交付費として処理されるという理解でよろしいでしょうか？

同様に、他の項目につきましても3月決算の会社の場合、前事業年度終了後2006年4月末までに発生した項目については本草案が遡及的に適用されるという理解でよろしいでしょうか？